

三郷市立小・中学校通学区域編成審議会会議録

会議名	令和6年度第4回三郷市立小・中学校通学区域編成審議会
日付	令和6年10月31日（木曜日）午後2時から2時30分まで
場所	三郷市役所本庁舎7階大会議室
委員	白石匡子（会長）、戸田大輔（副会長）、渡部順一、牧野正、中三川真弓、塙慧、佐久間史晃、高橋兵衛、佐々木博、須藤和義、荻野重夫、濱島慶悦、成川和子、佐野常治
事務局	菅原成之（学校教育部長）、佐藤孝祐（学校教育部参事兼学務課長）、名川伸太郎（教育総務課長）、柳田徹（教育総務課副参事兼教育環境整備室長）、杉山量平（学務課主幹兼学務係長）、藤田昇平（教育総務課教育環境整備室主任）

【議事内容】

1 開会

事務局	三郷市立小・中学校通学区域編成審議会を開会します。
-----	---------------------------

2 会長挨拶

事務局	会長からご挨拶を頂きたいと存じます。
会長	（挨拶）

3 会議の公開について

会長	会議の公開について審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	（説明）
会長	本日の審議会を公開することについて、異議はございませんか。
委員一同	異議なし。
会長	傍聴の申込み状況について、事務局の報告を求めます。
事務局	本日、傍聴の申込みはございません。
会長	このまま議事を進めます。

4 議題

答申（案）について

会長	議題、答申（案）について事務局の説明を求めます。
事務局	議題、答申（案）についてご説明いたします。 今回、事務局では、前回までの審議会でご覧いただいたご意見に基づいて答申書の案を取りまとめました。事前に配布しました資料「答申（案）」をご覧ください。始めに表紙がございます。内容については、1ページ目をご覧ください。答申書は、会長から教育長宛ての答申という形にしております。読み上げます。 三郷市立小・中学校の通学区域について（答申） 令和6年7月11日付け三教環発第7号で諮問がございました栄中学校及び前川中学

	校の通学区域の見直しにつきまして、下記のとおり答申します。 通学区域の変更は、こども達や保護者、地域住民に多大な影響を及ぼすものです。本審議会では、各委員と慎重に審議を重ねたうえで、長期的視点を持って意見を取りまとめました。影響を受ける方々の思いを十分に尊重して、より良い教育環境の整備に向けた取り組みを推進してください。 続いて答申の中身です。 1 答申 令和8年4月から戸ヶ崎小学校の通学区域全域を前川中学校の通学区域とすることが妥当である。 次に「2 答申理由」として、 (1) 小学校と中学校の通学区域を合わせる（戸ヶ崎小学校は前川中学校の通学区域とする）ことで児童への心理的負担を少なくできる。 (2) 今後、推計されている栄中学校の生徒数・学級数の増加に対し、一定程度の抑制効果が見込まれる。 (3) 栄中学校と前川中学校の通学区域の面積のバランスが良くなる。 (4) 地域コミュニティが安定しやすい。 (5) 周知期間を考慮して令和8年4月から適用することが望ましい。 としております。続いて、2ページ目「3 付帯意見」についてご説明いたします。こちらには、通学区域を変更するに当たり配慮すべき事項について整理しております。 (1) 既に在籍している生徒に対しては、引き続き同じ学校に通学できるように経過措置を設けられたい。 (2) 兄弟が在籍している場合は、希望に応じて弟妹が同じ学校に入学できるように配慮されたい。 (3) 通学区域変更前に、保護者や地域住民へ十分に周知されたい。 その下は「4 審議の経緯」として審議会の開催日を記載し「5 審議の観点」では、第1回から前回までの審議の観点として主要なものを記載しております。具体的には、 (1) 適正規模・適正配置 (2) 生徒数と学級数の推計 (3) 小学校と中学校の通学区域 (4) 新中学1年生の進学先 (5) 通学時の安全 (6) 町会の区域 です。3ページ目には「答申参考資料」として変更前と変更後の通学区域を掲載しております。青い点線が現在の学区境で、赤い点線が今回の変更後の学区境です。この地図を載せることで、答申（案）の中で述べた学校の位置や通学区域の範囲が分かります。 この答申（案）は、事前に会長と打合せをしたうえで作成しました。本日は、この案とおり答申してよろしいかについて審議していただきたいと存じます。 以上で説明を終わります。
会長	議題、答申（案）についての説明が終わりました。ご質問やご意見がございましたらお願い

	いたします。
委員	「3 付帯意見」についてご質問いたします。この中に「(3) 通学区域変更前に、保護者や地域住民へ十分に周知されたい。」とございますが、具体的な周知の方法について検討しているものがあれば教えてください。
事務局	本審議会からの答申を受けましたら、教育委員会としての通学区域変更の方針を定めたい。まず、戸ヶ崎小学校、栄中学校、前川中学校のPTA役員へ説明し、他の保護者や地域住民への周知方法などについて協議したいと考えております。特に、今回の通学区域変更については、戸ヶ崎小学校の5年生以下の子ども達に影響がありますので、その保護者に対しては、より丁寧に説明する必要があると考えております。その他、市民から意見を募集するパブリック・コメント手続の実施も考えております。
会長	「保護者や地域住民へ十分に周知されたい。」については、よろしくお願いいたします。他にございますか。 ご意見がないので異議なしと認め、諮問を受けた「栄中学校及び前川中学校の通学区域の見直しについて」は、以上の内容をもって答申することとします。事務局は、後日、確定した答申書の写しを各委員へ送付してください。これで本日の審議会を終了とし、本審議会も終了します。ありがとうございました。

5 事務連絡

会長	事務連絡について事務局からお願いいたします。
事務局	(事務連絡)

6 閉会

会長	以上をもちまして本日の審議会を終了します。 閉会に当たり学校教育部長からご挨拶をお願いいたします。
学校教育 部長	(挨拶)
会長	ありがとうございました。続いて副会長からご挨拶をお願いいたします。
副会長	(挨拶)
会長	ありがとうございました。最後に私から挨拶を申し上げます。 (挨拶) 皆様お疲れ様でした。

以上